

厚生委員会陳情説明資料

令和元年 6月 25 日

件名	頁
1 受理番号 3 命を守る熱中症対策の強化を求める陳情 ······	1
2 受理番号 4 中途難聴者に対する補聴器購入費助成を求める陳情 ······	4
3 受理番号 5 介護保険の負担軽減を求める陳情 ······	7

(福祉部)

件 名	受理番号 3 命を守る熱中症対策の強化を求める陳情
所属部課	福祉部福祉管理課、足立福祉事務所生活保護指導課
陳情の要旨	1 エアコンが設置されていない65歳以上の人暮らし、高齢者世帯、身体障がい者、生活保護世帯、就学前の子どもがいる家族に購入設置費用の助成をしてください。 2 エアコンが設置されていても耐用年数を超え、故障して動かない等、買い替えが必要な場合、購入設置費用を助成してください。 3 高齢者、障がい者、低所得者にエアコンの電気代の補助をする夏季手当の支給をしてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 熱中症の患者数について 平成29年度及び平成30年度の熱中症による救急搬送者及び23区の熱中症死亡者数については別紙のとおり</p> <p>2 エアコンの購入設置費用を助成している荒川区の状況 (23区中、荒川区のみが実施・平成31年4月現在)</p> <p>(1) 対象者 自宅にエアコン(ルームエアコン・冷房専用エアコン・窓用エアコン。以下同じ。)が設置されていない次のいずれかの世帯 ア 65歳以上の高齢者のみ世帯 イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯</p> <p>(2) 助成内容 エアコン、冷風機、冷風扇、扇風機、サーキュレーター、除湿機のいずれか2点までの購入代金と設置費用を助成する。</p> <p>(3) 助成額 上限5万円</p> <p>(4) 申請方法 製品購入後、①製品の購入費等がわかる領収書、②当該製品の保証書を添付し、申請する。</p> <p>(5) 支給実績(平成30年度) 支給件数 234件 支給額 10,804,000円 ※平成30年度は就学前の子どもがいる世帯も支給対象</p> <p>3 足立区の現状 (1) 高齢者世帯、身体障がい者、就学前の子どもがいる家庭 ア 応急小口資金貸付(※)でエアコンの購入費用も貸付可能であることをあだち広報に掲載し、PRしている。</p>

	<p>※応急小口資金の貸付内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付額 15万円まで（無利子） 2 貸付審査 貸付条件・収入状況及び提出書類などの審査が必要 3 返済方法等 返済は貸付日の翌々月から開始 返済額は20か月以内の分割返済
	<p>イ 民生・児童委員が高齢者世帯を訪問し、熱中症予防啓発うちわ及び応急小口資金貸付のPRチラシを配付している。</p> <p>ウ 地域包括支援センター、住区センター、中学校等で大塚製薬講師の熱中症対策セミナーを実施している。</p> <p>エ 防災行政無線放送、Aメールによる情報伝達を行っている。</p> <p>(2) 生活保護世帯</p> <p>ア 平成30年4月から、生活保護開始時や転居時に福祉事務所が必要と判断した場合は、一時扶助の家具什器費としての購入費（上限5万円）と設置費を認めている。 なお、生活保護法上、夏季手当という制度はない。</p> <p>イ 家具什器費支給対象外の世帯については、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度を活用するよう担当ケースワーカーがPRを行っている。</p>
問題点等	エアコンが設置されていない世帯数の把握が困難である。

1 熱中症による救急搬送人員数(6月から9月)

別紙

	(人)	
	平成29年	平成30年
全国	49,583	92,710
東京都	3,345	7,843

2 区別熱中症死亡者数(6月から9月)【速報値】

特別区	(人)	
	平成29年	平成30年
千代田	0	1
中央	0	3
港	0	0
新宿	0	7
文京	0	5
台東	0	2
墨田	0	3
江東	1	5
品川	1	2
目黒	0	2
大田	1	7
世田谷	0	5
渋谷	0	1
中野	0	6
杉並	1	6
豊島	1	7
北	3	9
荒川	0	3
板橋	0	9
練馬	2	6
足立	1	15
葛飾	2	12
江戸川	2	8
計	15	124

件 名	受理番号 4 中途難聴者に対する補聴器購入費助成を求める陳情																																																												
所属部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課、障がい福祉推進室障がい福祉課																																																												
陳情の要旨	中等度難聴児発達支援事業や補装具費支給制度の対象とならない高齢期難聴者や若年性難聴者など、中途難聴者に適用できる、補聴器購入費助成の制度をつくってください。																																																												
陳情者等	請願文書表のとおり																																																												
内容及び経過	<p>1 高齢期難聴者について (1) 老人性難聴（加齢性難聴）について すべての人が、加齢に伴って少なからず聞こえが悪くなる。一般的に30代ころから聴力の変化が現れるが、聞こえが悪くなる程度は人によって様々である。耳の「蝸牛」の中にある有毛細胞が加齢に伴い減少し、音を感じ取る働きが低下する。</p> <p>(2) 他区の高齢者補聴器助成制度状況（23区中9区で実施） (30.12月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>対象者</th> <th>上限 助成額</th> <th>医師の 証明</th> <th>所得制限</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区</td> <td>65歳以上</td> <td>20,000円</td> <td>要</td> <td>非課税の方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江戸川区</td> <td>65歳以上</td> <td>20,000円</td> <td>要</td> <td>非課税の方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大田区</td> <td>70歳以上</td> <td>20,000円</td> <td>要</td> <td>非課税世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江東区</td> <td>65歳以上</td> <td>現物支給</td> <td>要</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新宿区</td> <td>70歳以上</td> <td>現物支給</td> <td>要</td> <td>自己負担有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>葛飾区</td> <td>65歳以上</td> <td>35,000円</td> <td>要</td> <td>非課税世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>65歳以上</td> <td>35,000円</td> <td>要</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千代田区</td> <td>年齢なし</td> <td>25,000円</td> <td>要</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊島区</td> <td>65歳以上</td> <td>20,000円</td> <td>要</td> <td>有</td> <td>30年度から</td> </tr> </tbody> </table> <p>※江東区以外は証明書自己負担。 ※新宿区及び江東区は耳かけ型又は箱型補聴器を現物支給する。</p> <p>(3) 補聴器の金額（片耳） ① 箱型 約4万円 ② 耳かけ型 最安値 約4万円、普及価格 15～20万円 高価格 21～40万円</p> <p>(4) 学識者等の参考意見 ① 厚生労働省が「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」において、認知症の危険因子の一つとして難聴を認めた（2015年1月） ② 慶應義塾大学小川郁教授が、「“難聴と認知症・うつ病”に関する国際シンポジウム」において、「聴覚障害が起こると高齢者が社会的に孤立して、認知症・うつ病を発症しやすくなる」と講演（2017年1月）</p>	区名	対象者	上限 助成額	医師の 証明	所得制限	その他	墨田区	65歳以上	20,000円	要	非課税の方		江戸川区	65歳以上	20,000円	要	非課税の方		大田区	70歳以上	20,000円	要	非課税世帯		江東区	65歳以上	現物支給	要	有		新宿区	70歳以上	現物支給	要	自己負担有		葛飾区	65歳以上	35,000円	要	非課税世帯		中央区	65歳以上	35,000円	要	有		千代田区	年齢なし	25,000円	要	有		豊島区	65歳以上	20,000円	要	有	30年度から
区名	対象者	上限 助成額	医師の 証明	所得制限	その他																																																								
墨田区	65歳以上	20,000円	要	非課税の方																																																									
江戸川区	65歳以上	20,000円	要	非課税の方																																																									
大田区	70歳以上	20,000円	要	非課税世帯																																																									
江東区	65歳以上	現物支給	要	有																																																									
新宿区	70歳以上	現物支給	要	自己負担有																																																									
葛飾区	65歳以上	35,000円	要	非課税世帯																																																									
中央区	65歳以上	35,000円	要	有																																																									
千代田区	年齢なし	25,000円	要	有																																																									
豊島区	65歳以上	20,000円	要	有	30年度から																																																								

③ 国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が「認知症の症例の約35%は潜在的に修正可能な9つの危険因子に起因する（9つの危険因子には難聴も含まれる）」と発表（2017年7月）

2 中等度難聴児発達支援事業（都制度・平成25年度より）の内容

（1）目的

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援する

（2）対象者

- ・都内に居住する18歳未満の児童
- ・身体障害者手帳の交付対象となる聴力ではない
- ・両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上
(30デシベル=小さなささやき声以上の音でないと聴こえない)
- ・補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

（3）基準額

補聴器1台あたり137千円（デジタル式調整加算2千円）

（4）給付実績

平成25年度	16件	1,638千円
平成26年度	27件	2,821千円
平成27年度	14件	1,543千円
平成28年度	10件	873千円
平成29年度	16件	1,874千円
平成30年度	13件	1,145千円

3 若年性難聴者について

（1）指定難病

若年発症型両側性感音難聴（国制度）

40歳未満で発症したとする診断書に基づき難病認定されると、身体障害者手帳未所持でも補装具として補聴器を作製できる

（2）足立区対象者

なし（補聴器・難病患者福祉手当とも給付実績なし）

若年性難聴は心因性や突発性のものもあり、原因が特定できないことが多く、身体障害者手帳や難病認定につながらない

4 聴覚障害にかかる身体障害者手帳について

（1）対象者

両耳の聴力が70デシベル（=大きな声）以上の者であれば、年齢に関わらず6級以上の手帳が交付

（2）所持者数

2,274人（平衡機能障害含む）

	(3) 補装具 手帳所持者は必要に応じ補装具として補聴器の作製ができる 6級給付対象 基準額 高度難聴用耳掛け型 43,900円 高度難聴用ポケット型 34,200円 (世帯の課税状況に応じて自己負担あり)
問題点等	

件 名	受理番号5 介護保険の負担軽減を求める陳情																
所属部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課、介護保険課																
陳情の要旨	<p>1 介護保険料が上がるのを抑えるとともに負担を軽減する改善をしてください。</p> <p>2 介護保険料の軽減制度をより多くの人が利用できる基準へと改善してください。</p> <p>3 利用したい人が利用できる介護認定基準になるように改善してください。</p> <p>4 介護サービスの利用料負担を軽減してください。</p> <p>5 紙おむつの支給基準の緩和をしてください。</p>																
陳情者等	請願文書表のとおり																
内容及び経過	<p>1 介護保険料の上昇抑制と軽減 介護保険は、基本的に公費（国・都・区）50%と保険料50%で成り立っている制度であり、また、介護保険料の算定は、介護給付費に連動して算定するしくみになっている。</p> <p>(1) 介護保険料基準額及び介護給付費の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料基準額（月額）</th> <th>介護給付費（各期最終年度末）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期 3,217円 (H12年度～H14年度)</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期 3,217円 (～H17年度)</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期 4,380円 (～H20年度)</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期 4,380円 (～H23年度)</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期 5,570円 (～H26年度)</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期 6,180円 (～H29年度)</td> <td>49,332,802千円 (50,469,497千円) ※</td> </tr> <tr> <td>第7期 6,580円 (～R2年度)</td> <td>62,122,947千円（推計） (64,067,817千円) ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総合事業費を含めた額</p> <p>(2) 保険料の多段階化及び軽減策</p> <p>①段階区分の多段階化 第7期介護保険事業計画の中で、第6期と同様に保険料の上昇を緩和するため、所得段階を14段階とした。</p> <p>②生活困難者対策 第6期と同様に足立区独自の取り組みとして、被保険者の申請に基づき、第3段階以下の階層については、所得や預貯金などの状況に応じて、今の階層より低い保険料の階層に軽減を行う。なお、以下の表のとおり、第7期から第3段階B階層、第2段階B階層の所得及び預貯金の基準を緩和した。</p>	保険料基準額（月額）	介護給付費（各期最終年度末）	第1期 3,217円 (H12年度～H14年度)	19,814,281千円	第2期 3,217円 (～H17年度)	26,615,885千円	第3期 4,380円 (～H20年度)	29,428,137千円	第4期 4,380円 (～H23年度)	36,506,674千円	第5期 5,570円 (～H26年度)	44,527,403千円	第6期 6,180円 (～H29年度)	49,332,802千円 (50,469,497千円) ※	第7期 6,580円 (～R2年度)	62,122,947千円（推計） (64,067,817千円) ※
保険料基準額（月額）	介護給付費（各期最終年度末）																
第1期 3,217円 (H12年度～H14年度)	19,814,281千円																
第2期 3,217円 (～H17年度)	26,615,885千円																
第3期 4,380円 (～H20年度)	29,428,137千円																
第4期 4,380円 (～H23年度)	36,506,674千円																
第5期 5,570円 (～H26年度)	44,527,403千円																
第6期 6,180円 (～H29年度)	49,332,802千円 (50,469,497千円) ※																
第7期 6,580円 (～R2年度)	62,122,947千円（推計） (64,067,817千円) ※																

基準の緩和	
第3段階 B階層	単身世帯の場合 (旧) 収入、預貯金が共に150万円以下 (新) 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下
第2段階 B階層	単身世帯の場合 (旧) 収入が120万円以下、預貯金が150万円以下 (新) 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下

(3) 公費投入による軽減

①低所得者への軽減（平成27年度から）

低所得の高齢者の介護保険料については、公費を投入し保険料を軽減している。

第1段階	0. 5	⇒	0. 45
------	------	---	-------

※数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

2 介護保険料の軽減制度の対象範囲拡大

令和元年度および令和2年度にかけて、消費税率の引き上げに伴い段階的に第1段階から第3段階までの被保険者に公費が投入され、軽減の強化が図られる予定である。

	現行	令和元年度	令和2年度
第3段階	0. 75	0. 725	0. 7
第2段階	0. 65	0. 575	0. 5
第1段階	0. 45	0. 375	0. 3

※数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

※国から制度改革の実施通知があったため、介護保険条例の改正手続きを行い実施された場合の割合。

3 要介護認定の基準の改善

介護保険制度では、要介護状態や要支援状態になったときにサービスを受けることができる。要介護状態や要支援状態にあるかどうか、あるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、その基準については全国一律に定められている。具体的には、

- ①認定調査
- ②主治医意見書
- ③認定審査会

により、専門的見地から要介護度が公平に決められる仕組みとなっている。

4 介護サービスの利用料負担の軽減策

①「高額介護サービス費」

介護サービスの利用者負担の合計金額が限度額を超えた場合、既に支払った金額から限度額を超えた分を後から給付する。

②「高額医療・高額介護合算制度」

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が限度額を超えたときに超えた分が払い戻される。

③「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」

東京都の軽減策として、低所得のために生計が困難な方が、軽減を実施している事業者のサービスを利用した場合に10%の利用者負担割合が2.5%軽減となる。

5 紙おむつの支給

(1) 対象者

次のすべてに該当する方

①世帯全員の住民税が非課税

②常時失禁状態で介護保険の要介護認定3、4、5

※ただし生活保護受給者、施設入所者等は対象から除外している

(2) 支給方法

次のいずれかを選択する

①現物支給 カタログから選んだものを毎月下旬に自宅等に配達
ポイント制(60 ポイント)が上限。

超えた場合は自己負担

②費用助成 入院により区が支給する紙おむつが使用できない場合
月額6,000円が上限(31年4月から)

(3) 支給実績

年度	現物支給		費用助成	
	延べ人数	金額(円)	延べ人数	金額(円)
平成25年度	11,644	63,085,067	1,294	3,652,687
平成26年度	12,109	65,621,273	1,111	3,294,292
平成27年度	12,660	66,555,329	1,217	3,614,649
平成28年度	13,508	71,995,745	1,206	3,592,251
平成29年度	13,726	73,617,942	1,260	3,744,422

(4) 他区の状況(令和元年6月現在)

①所得制限要件

住民税非課税	足立区、品川区、葛飾区
所得の制限あり	江東区、新宿区、中野区、豊島区、板橋区、練馬区

②要介護度要件

要支援以上	港区、台東区、墨田区(要身体介助)、豊島区
要介護1以上	千代田区、新宿区、品川区(民生委員の確認)、大田区(医師の証明)、渋谷区、中野区、杉並区(医師の証明)、荒川区(認知症)、板橋区、練馬区
要介護2以上	中央区、目黒区、葛飾区
要介護3以上	足立区、文京区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、北区(75歳以上)
要介護4以上	北区(40歳以上)、荒川区
失禁のある人	江東区、江戸川区

※上記の要件以外にも、区によっては、諸条件あり

③費用助成

3,000 円	荒川区(課税者)
3,001～5,000 円	文京区、台東区、品川区、大田区、世田谷区、 渋谷区、北区、板橋区、練馬区、 葛飾区(要介護2)
5,001～8,000 円	足立区、中央区、新宿区、墨田区、江東区、 目黒区、中野区、杉並区、豊島区、 荒川区(非課税者)、葛飾区(要介護3)
8,001～10,300 円	千代田区、港区、葛飾区(要介護4・5)、 江戸川区

④自己負担あり

荒川区ほか13区(1割、2割、定額負担など区ごとで異なる)

(5) 紙おむつ支給制度のこれまでの経過

①昭和58年度に足立区社会福祉協議会独自事業として開始

足立区内に居住する寝たきりの65歳以上の在宅老人に対し、紙おむつの現物を支給する事業を開始した。

②平成4年に足立区の補助事業となる

③平成13年度から区の事業となる

問題点等